「社会教育士確保・養成事業 PR 動画企画・制作業務」業務委託に係るプロポーザル公募要領

島根県教育委員会教育長

第1 趣旨

社会教育主事講習の一部改定に伴い、令和2年度より講習修了者には「社会教育士」の称号が付与されることになり、島根県では、令和2年度以降186名が新たに、又は社会教育主事任用資格有資格者が学び直しされたことで「社会教育士」となり、県内各地の様々な場面で活躍されている。

今後、学びをとおしたしまねの人づくりや地域づくりの一役を担うであろう「社会教育士」の取組を周知するための広報活動の一環ととして、PR動画を作成していきたいと考えている。

ついては、当該調達を行うにあたって、企画提案型のプロポーザル方式により、本調達のサポート 体制や意欲、資質、技術能力及び想像力等が優れた者を募集する。

第2 目的

学校と地域との連携・協働や多様な主体の参画による人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育士の取組の様子を情報発信することにより、しまねの社会教育士に光を当て、その有用性や効果・成果を県内外へ広く理解を促すことを目的とする。

第3 委託業務名

社会教育士確保・養成事業 PR 動画企画・制作業務

第4 委託業務内容

別添「社会教育士確保・養成事業 PR 動画企画・制作業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

第5 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

第6 委託料上限額

2,400,00円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※上記の額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、取材及び委託者との打ち合わせに要する経費を含む。

第7 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

第8 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 単独の法人、若しくは複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人(以下、「県内法人」という。)であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 過去3か年(令和2~4年度)に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体 と同種又は類似する業務(プロモーション動画等制作業務)の契約を締結し、履行した実績を有す ること。
- (4) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、知事が定める期間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内の事業所を有する者にあっては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては主たる事業所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額(納期限が到来してないものを除く。)がないこと。
 - ⑥ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
 - ⑦ 島根県の「建設工事等入札参加者に係る入札参加資格者指名停止措置要領」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑧ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
 - ⑨ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でないこと(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - ① 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454 号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
 - (2) 業務について十分な遂行能力を有すること。
 - ③ 契約期間において、島根県教育庁社会教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

第9 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競技参加から事前に参加表明書を徴して、資格の有無を審査し審査 の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出を要請する。

(1) 募集期間	令和5年9月22日(金)~令和5年10月10日(火)
	本業務に係る説明会を実施するので、参加希望者は、「説明会参加申込
	書」により、を令和5年9月29日(金)17:00までに提出し、説明会
(2) 説明会への参加	に参加すること。
	日時 令和5年10月2日(月)11:00~12:00
	会場 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
(0) 所明の至仏地間	質問がある場合は、質問書(様式2)により、令和5年10月4日(水)
(2) 質問の受付期間	17:00 までに、メール又はFAXにより提出すること
(3) 質問への回答	島根県教育庁社会教育課ホームページに、全質問に対する回答をまと
(3) 質問への回答	めて掲載する。(令和5年10月6日(金)予定)
	提出書類 参加表明書(様式1) ※添付書類を含む
(4) 提案競技参加表明書	提出部数 1部
	提出期限 令和5年10月10日(火)17:00必着
等の提出	提出方法 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9:00~17:00(土・
	日・祝日は除く)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(5) 参加資格通知郵送予	令和5年10月13日(金)予定
定日	节和3年10月13日(金)7定
(6) 企画提案書等の提出	令和5年10月23日(月)17:00必着
/7) 人画担安益廿。の名	参加表明書を提出した後、企画提案競技への参加を辞退する者は、企
(7) 企画提案競技への参	画提案競技参加辞退書(任意様式)を令和5年10月20日(金)まで
加辞退	に、メール又は郵送、FAXにより提出すること。
(8) 審査予定日	令和5年10月下旬予定(書面審査)
(9) 契約候補者の決定	令和5年11月上旬予定

第10 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法	企画提案書(任意様式)。ただし、用紙の大きさはA4版、左綴じを
	原則とする。
	仕様書及び審査基準に示されている項目及び内容を踏まえ、詳細かつ
	具体的な提案を記載すること。内容は次の①~④の内容についての提
	案は必ず行うこととする。
	① 業務実施体制
	・本業務実施に係る人員体制・役割分担
	② 業務実績

	 ・過去に本業務に類する業務(プロモーション動画等制作業務)を受注した実績に係る内容(実施年度・事業名・事業概要・契約額(千円、税込)・発注者等)を記載すること。 ③ 業務計画・実施スケジュール・本業務実施に係るスケジュールを示すこと。 ④ 別添「仕様書『3 業務内容』」を盛り込んだPR動画構成イメージ・それぞれの場面において、社会教育士の有用性や効果・成果が的確に伝わるような動画構成イメージを示すこと。 ⑤ 追加提案・本業務の目的を達成するために有効だと思われる手法等があれば、追加で提案すること。なお、当該提案内容についても評価の対象とする。
(2) 提出方法	令和5年10月23日(月)17:00必着 持参又は郵送。持参の場合の受付時間は、9:00~17:00(土・日・祝 日は除く)とし、郵送の場合は、郵便書留に限る。 各7部(正本1部、副本6部)提出すること。
(3) その他の書類	見積書(様式任意) ※内容を明確に記入すること。また、正本1部、副本6部を企画提案 書に綴じ込むこととする。
(4) 企画提案等に係る留 意事項	 ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ③記載すべき事項以外の内容が記載されていないもの ④虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は、代表法人に対して、1提案あたり5,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のない者に対しては支給しない。企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座に振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する可能性がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

・提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
・提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

第11 審查方法等

- (1) 審査方法 書類審査とし、プレゼンテーションは実施しない。
- (2) 審査内容 審査は以下〔審査基準〕に基づき行う。

[審査基準]

項目		内容
	組織人員	① 業務実施に十分な組織・人員体制が確保されているか。また、役
業務遂行に	体制	割分担や指揮系統は明確になっているか。
関する視点	計画性	② 業務実施の計画やスケジュールは適切か。また、具体的な業務フ
	可凹性	ローや手順が示されているか。
業務実績に	本字件	③ 過去の類似業務実績について、十分な成果を有しており、契約の
関する視点	確実性	相手方として適切であるか。
		④ 業務の目的、趣旨を踏まえた提案となっているか。
		⑤ 社会教育士の地域での活動イメージが県民に的確に伝わる構成と
	構成	なっているか。
提案内容に		⑥ 地域住民にとって社会教育士が有用であり、地域の人づくりや地
関する視点		域づくりに寄与していることが分かる構成になっているか。
	内容	⑦ 提案内容や表現は独自性、先進性があるものか。
	•	⑧ 社会教育士の概要説明や取組紹介が分かりやすく表現されている
	表現	か。
見積額		⑨ 事業の実施に必要な経費が適切に見積もられ、かつコストの縮減
		努力がうかがえるか。予算の範囲内であったか。
独自提案		⑩ 本業務の目的を達成するための具体的かつ効果的な独自提案があ
		るか。

- (3) 結果公表 結果は公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (4) 結果通知 全提案者に書面で通知する。(令和5年11月上旬発送予定)

第12 契約の締結

審査会で選定された最優秀企画提案者を業務委託候補者とし、企画提案書を踏まえ、契約内容を決定する。契約内容決定後、業務委託候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の範囲内であれば契約書を締結する。なお、契約にあたっては、契約書を作成するものとする。また、業務委託候補者が契約辞退した場合には、審査会で次点とされた者を次の業務委託候補者とする。

(1)	委託料上限額	2,400,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
		※企画提案書に基づく委託業務の全てを含む。
(2)	契約方法	業務委託候補者と協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結

	する。契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
	最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合もある。
(3) 委託料の支払い	原則、精算払とする。
	ただし、契約に基づき、契約金額の4割以内を前金払することができ
	る。なお、前金払の金額及び時期については、業務の内容、性質等か
	らその必要性を十分検討した上で、決定する。
(4) 一括下請け及び再委	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わ
託の禁止	せることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代
	わる担保を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根
	県規則第22号)第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除
	する。
(6) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15
	年法律第57号)を遵守すること。

第13 提出先及び問い合わせ先

島根県教育庁社会教育課社会教育スタッフ 担当:光森

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5428 FAX:0852-22-6218

メール: shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp